

学生の2人に1人は奨学金を借りている時代

奨学金返還支援制度

の活用で若手人材を確保してみませんか

導入企業のみなさまの声

同業他社との
差別化が図れた

離職率が
低下した

採用への
問い合わせが
増えた

内定の辞退率が
減少した

会社説明会での
反応が良かった

会社に興味を
持ってくれる人が
増えた



※奨学金支援制度登録企業として学生にHP・スマートフォンを通じて告知しています。

R2年度から

**支援対象エリアが
東京圏から岡山県外
に拡大しています。**

奨学金支援制度登録企業は73社 (R3.3.31)

補助金対象者は

**R3年度中に採用となった者、又は
R3年度中の採用内定者でR4年度
に入社する者が対象となります。**

詳しいお話をご希望の方は下記よりご連絡ください。

岡山県中小企業団体中央会 企業人材支援課 (担当:大野)

☎ **086-224-2245** ✉ **teichaku@okachu.or.jp**

事業内容

岡山県外からI・J・Uターン就職する従業員の奨学金返還支援制度を設けている中小企業※に対して、その負担額の一部を補助します。

※中小企業とは中小企業基本法に定める中小企業者等(詳しくは補助金申請の手引きをご確認ください)

補助対象企業

次の①、②をいずれも満たす中小企業

- ① 県内に主たる事業所がある、又は本県に勤務先を限定して採用していること
- ② 県内に事業所等を有し、従業員への奨学金返還支援制度を設けていること

支援対象者(従業員)

次の要件を全て満たす者

- ① 補助対象企業が返還支援制度を創設又は改正した年度以降に採用された者(R3は内定者も支援対象!)
- ② 採用直前(6か月以内)まで岡山県外に在住又は通勤、通学していた者
(ただし、県外に在住していた者であっても、県内の企業又は大学等に通勤、通学していた者を除く)
- ③ 正社員である者
- ④ 日本学生支援機構の奨学金を返還予定又は返還中の者
- ⑤ 県内の事業所等に勤務している者
- ⑥ 35歳未満の者(補助金申請年度末時点)

補助対象期間

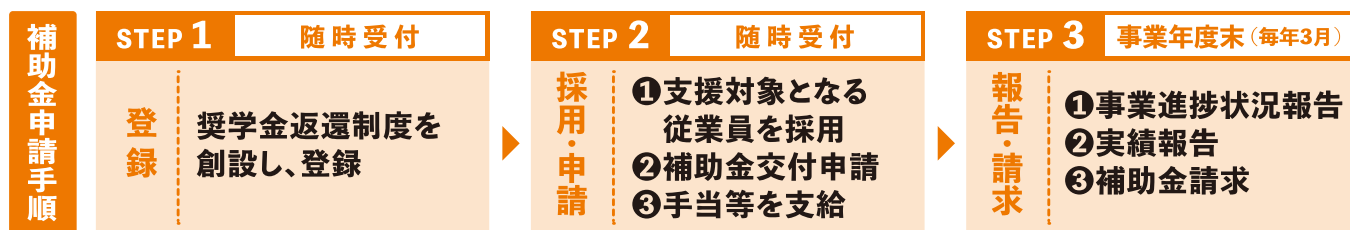
支援対象者1人につき、採用後5年(60か月)間以内

1人当たり年間補助額

支援対象者の年間返還額の範囲内で補助対象企業が手当等として支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額

例:年間18万円の手当を5年間支給した場合、45万円の補助が受けられます!

※支援対象者の年間返還額及び企業の手当支給額により補助金額は変わります。



まずはお問い合わせください!丁寧にサポートいたします。

《岡山県中小企業団体中央会 企業人材支援課》

086-224-2245

・申請書、各種様式
・具体的申請手順
・本制度の具体例など

事業の説明動画もあります。

詳しくはこちら▶

